

監 査 報 告

2026年5月22日

学校法人ソニー学園
理事会 御中

学校法人ソニー学園

監 事 是永 浩利

常勤監事 宮地 雅治

私たち監事は、私立学校法（令和5年法律第21号）第52条第1号、同第104条第2項及び学校法人ソニー学園寄附行為（2025年4月1日施行）第29条第1項第1号の規定に基づき、学校法人ソニー学園の2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、理事及び使用人等と意思疎通を図り、監事監査規則第5条第3項に従い情報の収集及び業務の実態の把握並びに監査の環境の整備に努めるとともに、理事会及び評議員会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等から職務の執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、2025年度に係る事業報告書及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（令和6年3月12日企業会計審査会）等に基づき整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、2025年度に係る計算書類（貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動

区分資金収支計算書及び注記事項）及びその附属明細書（固定資産明細書、借入金明細書及び基本金明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- 一 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、学校法人ソニー学園の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 学校法人ソニー学園の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類、計算書類の附属明細書、財産目録の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

監 査 報 告

2026年5月22日

学校法人ソニー学園
評議員会 御中

学校法人ソニー学園

監 事 是永浩利

常勤監事 岩地哲裕

私たち監事は、私立学校法（令和5年法律第21号）第52条第1号、同第104条第2項及び学校法人ソニー学園寄附行為（2025年4月1日施行）第29条第1項第1号の規定に基づき、学校法人ソニー学園の2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、理事及び使用人等と意思疎通を図り、監事監査規則第5条第3項に従い情報の収集及び業務の実態の把握並びに監査の環境の整備に努めるとともに、理事会及び評議員会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等から職務の執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、2025年度に係る事業報告書及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（令和6年3月12日企業会計審査会）等に基づき整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、2025年度に係る計算書類（貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金

収支計算書及び注記事項）及びその附属明細書（固定資産明細書、借入金明細書及び基本金明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- 一 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、学校法人ソニー学園の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 学校法人ソニー学園の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類、計算書類の附属明細書、財産目録の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上